

国家公安委員会規則第一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、死体取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月五日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

死体取扱規則等の一部を改正する規則

（死体取扱規則の一部改正）

第一条 死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（死体DNA型記録の作成等）」に改め、同条第二項中「次項の」を「第四項の」に、「に係る記録（次項及び第五項において）」を「その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下）」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「い」の下に「及び特異行方不明者等DNA型記録（行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。

以下同じ。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(死体DNA型記録の整理保管等)

第四条の二 犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による死体DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、死体DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 犯罪鑑識官は、その保管する死体DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。

一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該死体DNA型

記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者（行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。）であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、死体DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

（DNA型記録取扱規則の一部改正）

第二条 DNA型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 特定DNA型 MCTー一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るDNA型をいう。

イ D一S一六五六

ロ TPOX

ハ D二S四四一

ニ D二S一三三八

ホ D三S一三五八

へ FGA

ト D五S八一八
チ CSF一PO
リ D七S八二〇
ヌ D八S一七九
ル D一〇S一二四八
ヲ THO一
ワ vWA
カ D一二S三九一
ヨ D一三S三一七
タ PentaE
レ D一六S五三九
ソ D一八S五一
ツ D一九S四三三

ネ D二一S一

ナ P e n t a D

ラ D二二S一〇四五

ム D Y S三九一

第二条に次の一号を加える。

十 特異行方不明者等DNA型記録 行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会

規則第十三号）第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。

第三条第三項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「ときは」の下に「、速やかに」を加え、「その結果を、」を「直ちに、その結果を」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「前条第二項」に改め、「ときは」の下に「、速やかに」を加え、「その結果を、」を「直ちに、その結果を」に改め、同項第三号中「被疑者DNA型記録」の下に「及び特異行方不明者等DNA型記録」を加え、同条第三項中「作成若しくは受信した」を「当該」に、「

又は受信した」を「又は」に、「その結果を、」を「直ちに、その結果を」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該各項の規定による通知の内容を当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知しなければならない。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(整理保管)

第六条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項(第四条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録若しくは変死者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録及び変死者等DNA型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じな

ればならない。

第七条第三項中「前条第二項の規定による」を「その保管する」に、「に係る対照をした」を「が次の各号のいずれかに該当すると認める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五条第二項の規定による対照をした場合において、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該変死者等DNA型記録に係る変死者等が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者（行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。）であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、変死者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第三条 行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の三」に改める。

第十八条第四項中「ときは」の下に「、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した本部鑑識課長に通知するとともに」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定による通知を受けた本部鑑識課長は、当該通知があつた旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。

第三章第二節中第二十四条の次に次の二条を加える。

(特異行方不明者等DNA型記録の作成等)

第二十四条の二 受理署長は、特異行方不明者について第十八条第五項の規定による通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、次の各号に掲げる者から、その同意を得て、当該各号に定める資料（以下「特異行方不明者等資料」という。）の提出を受け、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定（DNA型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。）を嘱託することができる。

- 一 届出人（次号から第四号までに掲げる者を除く。） 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であつてDNA型鑑定に用いられるもの
 - 二 当該特異行方不明者の実子 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実子の身体の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの
 - 三 当該特異行方不明者の実父 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実父の身体の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの
 - 四 当該特異行方不明者の実母 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実母の身体の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの
- 2 前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する受理署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等DNA型記録」という。）を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官に電磁的方法により送信し

なければならぬ。

3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならぬ。

4 第二項の規定による送信を受けた警察庁犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二十九条第九号の変死者等DNA型記録をいう。以下同じ。）及び死体DNA型記録（死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）第四条第二項に規定する死体DNA型記録をいう。以下同じ。）に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならぬ。

5 前項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容を第一項に規定する受理署長に通知しなければならぬ。

（特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等）

第二十四条の三 警察庁犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による特異行方不明者等DNA型記録の送信を

受けたときは、行方不明者発見活動に資するため、これを整理保管しなければならない。

2 警察庁犯罪鑑識官は、特異行方不明者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 警察庁犯罪鑑識官は、その保管する特異行方不明者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型が警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項に規定する取扱死体をいう。）であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

第二十八条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条第二項中「報告しなければならない」を「報

告するとともに、第十七条第三項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票を廃棄しなければならぬ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による報告を受けたときは、第十八条第四項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを廃棄しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(死体取扱規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この規則の施行の際現にこの規則の施行前に行ったDNA型鑑定(この規則による改正前のDNA型記録取扱規則(以下「旧DNA型記録取扱規則」という。))第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。))により身元が明らかでない取扱死体(警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)第五条第一項に規定する取扱死体をいう。))の組織の一部(以下「死体資料」という。))の特定DNA型(旧DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下

同じ。)が判明しているとき(この規則による改正後の死体取扱規則(以下「新死体取扱規則」という。

(第四条第二項に規定する場合を除く。)は、警察署長は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)に送付しなければならない。

2 前項の規定による送付を受けた鑑識課長は、当該死体資料の特定DNA型その他の新死体取扱規則第四条第二項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを警察庁刑事局犯罪鑑識官(以下「犯罪鑑識官」という。)に電磁的方法により送信しなければならない。

3 前項の規定による作成及び送信は、それぞれ新死体取扱規則第四条第二項の規定による作成及び送信とみなす。

(DNA型記録取扱規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行の際現にこの規則の施行前に行ったDNA型鑑定により変死者等資料(旧DNA型記録取扱規則第二条第八号の変死者等資料をいう。以下同じ。)の特定DNA型が判明しているとき(この規則による改正後のDNA型記録取扱規則(以下「新DNA型記録取扱規則」という。)(第三条第三項又は第四条第一項に規定する場合を除く。)は、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を

担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長は、当該特定DNA型に係る鑑定書の写しを鑑識課長に送付しなければならない。

2 前項の規定による送付を受けた鑑識課長は、当該変死者等資料の特定DNA型その他の旧DNA型記録取扱規則第三条第三項に規定する警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3 前項の規定による作成及び送信は、それぞれ新DNA型記録取扱規則第三条第三項の規定による作成及び送信とみなす。